

熊本県公報

第 1 1 4 2 9 号
平成 18 年 7 月 10 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 規 則
○不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則……………(私学文書課) 1
告 示
○情報の公開に努めるべき出資団体等の指定……………(") 4
公 告
○開発行為工事完了……………(建 築 課) 6
○ " ……………(") 6

規 則

不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成 18 年 7 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 54 号

- 不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則
(熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則の一部改正)
第 1 条 熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則(平成 16 年熊本県規則第 46 号)の一部を次のように改正する。
別記様式中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。
(熊本県知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部改正)
第 2 条 熊本県知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和 48 年熊本県規則第 10 号)の一部を次のように改正する。
第 4 条、第 6 条第 1 項並びに第 14 条第 1 項第 6 号及び同条第 2 項中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。
(知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部改正)
第 3 条 知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則(平成 13 年熊本県規則第 30 号)の一部を次のように改正する。
第 4 条第 2 号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。
(熊本県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部改正)
第 4 条 熊本県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成元年熊本県規則第 33 号)の一部を次のように改正する。
別記第 1 号様式、別記第 6 号様式、別記第 7 号様式及び別記第 9 号様式中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。
(熊本県公有財産取扱規則の一部改正)
第 5 条 熊本県公有財産取扱規則(昭和 39 年熊本県規則第 17 号)の一部を次のように改正する。
第 18 条第 2 項中「登記簿又は登録簿の謄本又は抄本」を「登記事項証明書又は登録簿の謄本若しくは抄本」に改める。
(熊本県土地開発基金管理規則の一部改正)
第 6 条 熊本県土地開発基金管理規則(昭和 44 年熊本県規則第 54 号)の一部を次のように改正する。
別記第 4 号様式中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。
(熊本県税条例施行規則の一部改正)
第 7 条 熊本県税条例施行規則(昭和 30 年熊本県規則第 4 号)の一部を次のように改正する。
別記第 29 号の 4 の 4 様式(裏)中「設立登記簿謄本」を「法人設立の登記事項証明書」に、「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。
別記第 30 号の 3 様式(表)中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。
別記第 33 号の 2 様式中「商業登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。
(熊本県税特別措置条例施行規則の一部改正)

- 第 8 条 熊本県税特別措置条例施行規則（昭和 39 年熊本県規則第 60 号）の一部を次のように改正する。
別記第 3 号の 3 様式、別記第 3 号の 8 様式、別記第 4 号の 3 様式及び別記第 4 号の 8 様式中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。
（熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正）
- 第 9 条 熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成 10 年熊本県規則第 48 号）の一部を次のように改正する。
第 10 条、第 11 条及び第 13 条中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。
（熊本県食品衛生法施行細則の一部改正）
- 第 10 条 熊本県食品衛生法施行細則（昭和 27 年熊本県規則第 53 号）の一部を次のように改正する。
別記第 2 号様式の 3 中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。
（熊本県特定食品衛生条例施行規則の一部改正）
- 第 11 条 熊本県特定食品衛生条例施行規則（昭和 50 年熊本県規則第 39 号）の一部を次のように改正する。
別記第 2 号様式の 2 中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。
（熊本県化製場等に関する法律施行条例施行規則の一部改正）
- 第 12 条 熊本県化製場等に関する法律施行条例施行規則（昭和 59 年熊本県規則第 44 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 2 項第 2 号、第 3 条第 2 項第 3 号、第 9 条第 2 項第 3 号及び第 10 条第 2 項第 3 号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。
（熊本県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正）
- 第 13 条 熊本県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成 3 年熊本県規則第 53 号）の一部を次のように改正する。
別記第 1 号様式及び別記第 4 号様式中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。
（墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部改正）
- 第 14 条 墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和 23 年熊本県規則第 85 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同条第 3 号中「法人登記簿の謄本」を「法人の登記事項証明書」に改める。
（理容師法施行細則の一部改正）
- 第 15 条 理容師法施行細則（昭和 39 年熊本県規則第 47 号）の一部を次のように改正する。
別記第 7 号様式中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。
（美容師法施行細則の一部改正）
- 第 16 条 美容師法施行細則（昭和 39 年熊本県規則第 48 号）の一部を次のように改正する。
別記第 7 号様式中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。
（熊本県興行場法施行条例施行規則の一部改正）
- 第 17 条 熊本県興行場法施行条例施行規則（昭和 59 年熊本県規則第 43 号）の一部を次のように改正する。
第 4 条第 2 項中「法人登記簿の謄本」を「法人の登記事項証明書」に改める。
（熊本県毒物及び劇物取締法施行細則の一部改正）
- 第 18 条 熊本県毒物及び劇物取締法施行細則（平成 14 年熊本県規則第 12 号）の一部を次のように改正する。
第 4 条及び第 6 条中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。
（熊本県大麻取締法施行細則の一部改正）
- 第 19 条 熊本県大麻取締法施行細則（平成 14 年熊本県規則第 14 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条第 1 号中「法人登記簿の謄本」を「法人の登記事項証明書」に改める。
（熊本県立自然公園条例施行規則の一部改正）
- 第 20 条 熊本県立自然公園条例施行規則（昭和 47 年熊本県規則第 45 号）の一部を次のように改正する。
第 17 条第 2 項第 1 号、別記第 1 号様式及び別記第 4 号の 2 様式中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。
別記第 4 号の 3 様式その 1 中「相続登記に関する謄本」を「登記事項証明書」に改め、同様式その 4 中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。
（熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部改正）
- 第 21 条 熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則（平成 16 年熊本県規則第 58 号）の一部を次のように改正する。
第 31 条第 2 項及び別記第 18 号様式中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。
（熊本県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正）
- 第 22 条 熊本県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和 52 年熊本県規則第 51 号）の一部を次のように改正する。
別記第 3 号様式、別記第 5 号様式及び別記第 11 号様式中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。
（熊本県少年保護育成条例施行規則の一部改正）
- 第 23 条 熊本県少年保護育成条例施行規則（昭和 46 年熊本県規則第 34 号）の一部を次のように改正する。
第 6 条第 1 項第 2 号及び別記第 4 号様式中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に

改める。

(熊本県工場等設置奨励条例施行規則の一部改正)

第 24 条 熊本県工場等設置奨励条例施行規則(昭和 39 年熊本県規則第 61 号)の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式及び別記第 4 号様式中「登記簿抄本」を「登記事項証明書」に改める。

(熊本県中小企業従業員住宅貸付条例施行規則の一部改正)

第 25 条 熊本県中小企業従業員住宅貸付条例施行規則(昭和 43 年熊本県規則第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号中「商業登記簿抄本」を「登記事項証明書」に、「写」を「写し」に改める。

別記第 1 号様式中「昭和」を削り、「土地登記簿謄本」を「土地の登記事項証明書」に、「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(農業協同組合法施行細則の一部改正)

第 26 条 農業協同組合法施行細則(昭和 31 年熊本県規則第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 29 条第 2 項及び第 31 条第 2 項第 1 号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記第 22 号様式中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記第 24 号様式の 1、別記第 24 号様式の 2 及び別記第 26 号様式中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(熊本県森林組合法施行細則の一部改正)

第 27 条 熊本県森林組合法施行細則(昭和 53 年熊本県規則第 47 号)の一部を次のように改正する。

別記第 9 号様式中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記第 16 号様式中「森林組合清算終了登記簿謄本」を「森林組合清算終了の登記事項証明書」に改める。

(熊本県道路占用規則の一部改正)

第 28 条 熊本県道路占用規則(昭和 40 年熊本県規則第 50 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「登記簿抄本」を「登記事項証明書」に改める。

(熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域管理規則の一部改正)

第 29 条 熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域管理規則(昭和 52 年熊本県規則第 44 号)の一部を次のように改正する。

別記第 9 号様式中「登記簿抄本」を「登記事項証明書」に改める。

(熊本県一般海域管理条例施行規則の一部改正)

第 30 条 熊本県一般海域管理条例施行規則(昭和 52 年熊本県規則第 45 号)の一部を次のように改正する。

別記第 5 号様式中「登記簿抄本」を「登記事項証明書」に改める。

(熊本県港湾管理条例施行規則の一部改正)

第 31 条 熊本県港湾管理条例施行規則(昭和 41 年熊本県規則第 38 号)の一部を次のように改正する。

別記第 16 号様式中「登記簿抄本」を「登記事項証明書」に改める。

(熊本県天草飛行場条例施行規則の一部改正)

第 32 条 熊本県天草飛行場条例施行規則(平成 12 年熊本県規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

別記第 11 号様式、別記第 13 号様式及び別記第 14 号様式中「商業登記簿抄本」を「法人の登記事項証明書」に改める。

(熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

第 33 条 熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和 60 年熊本県規則第 62 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号、第 8 条、別記第 1 号様式及び別記第 5 号様式中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(熊本県宅地造成等規制法施行細則の一部改正)

第 34 条 熊本県宅地造成等規制法施行細則(昭和 42 年熊本県規則第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「登記簿抄本」を「登記事項証明書」に改める。

(熊本県宅地建物取引業法施行細則の一部改正)

第 35 条 熊本県宅地建物取引業法施行細則(昭和 42 年熊本県規則第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(熊本県都市計画法施行細則の一部改正)

第 36 条 熊本県都市計画法施行細則(昭和 46 年熊本県規則第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第 8 条第 1 号中「登記簿抄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記第 3 号様式及び別記第 4 号様式中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記第 13 号様式中「土地登記簿謄本」を「土地の登記事項証明書」に改める。

(熊本県優良宅地造成等認定事務施行細則の一部改正)

第 37 条 熊本県優良宅地造成等認定事務施行細則（昭和 49 年熊本県規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 5 号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第 9 条第 2 項第 2 号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改め、同項第 8 号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。
（熊本県建築基準法施行細則の一部改正）

第 38 条 熊本県建築基準法施行細則（昭和 54 年熊本県規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 2 号、第 10 条第 1 項第 5 号、第 11 条第 1 項第 5 号、第 13 条及び第 14 条中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

（熊本県砂防指定地管理条例施行規則の一部改正）

第 39 条 熊本県砂防指定地管理条例施行規則（平成 15 年熊本県規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「商業登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

（熊本県収入証紙規則の一部改正）

第 40 条 熊本県収入証紙規則（昭和 39 年熊本県規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

別記第 7 号様式中「登記簿の抄本」を「登記事項証明書」に改める。

（熊本県会計規則の一部改正）

第 41 条 熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 7 の 17 の項中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

告 示

熊本県告示第 717 号

平成 13 年 4 月 1 日熊本県告示第 279 号の 9（情報の公開に努めるべき出資団体等）の一部を次のとおり改正する。

平成 18 年 7 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

表中

財団法人熊本開発研究センター	熊本市練兵町 56-1	を
財団法人阿蘇地域振興デザインセンター	阿蘇郡一の宮町宮地 2402	
フィッシャリーナ天草株式会社	天草郡松島町合津 7500	
肥薩おれんじ鉄道株式会社	八代市萩原町 1-1-1	に、
フィッシャリーナ天草株式会社	上天草市松島町合津 7500	
天草エアライン株式会社	天草郡五和町大字城木場 2080-5	を
熊本空港ビルディング株式会社	上益城郡益城町大字小谷 1802-2	
豊肥本線高速鉄道保有株式会社	熊本市春日 3-15-1	
社会福祉法人熊本県社会福祉協議会	熊本市南千反畑町 3-7	
財団法人熊本県国民年金福祉協会	葦北郡芦北町鶴木山 1660-5	
財団法人熊本県成人病予防協会	熊本市東町 4-11-2	
天草エアライン株式会社	天草市五和町城河原 1-2080-5	に、
熊本空港ビルディング株式会社	上益城郡益城町大字小谷 1802-2	
財団法人熊本県総合保健センター	熊本市東町 4-11-2	
社会福祉法人熊本県手をつなぐ育成会	熊本市南千反畑町 3-7	を
社団法人熊本県精神病院協会	熊本市水前寺 6-43-7	
社会福祉法人熊本県身体障害者福祉団体連合会	熊本市南千反畑町 3-7	
財団法人熊本県生活衛生営業指導センター	熊本市白山 2-13-20	
財団法人熊本県生活衛生営業指導センター	熊本市白山 1-4-9	に、

「	社団法人熊本県貿易協会	熊本市花畑町 7-10	を
	財団法人くまもとテクノ産業財団	上益城郡益城町田原 2081-10	」
「	熊本県信用保証協会	熊本市安政町 3-13	に、
	財団法人くまもとテクノ産業財団	上益城郡益城町田原 2081-10	」
「	財団法人グリーンピア南阿蘇	阿蘇郡久木野村大字久石 441	を
	社団法人熊本県観光連盟	熊本市花畑町 7-10	」
「	社団法人熊本県観光連盟	熊本市花畑町 7-10	に、
			」
「	財団法人熊本県雇用環境整備協会	熊本市横紺屋町 10	を
	希望の里ホンダ株式会社	下益城郡松橋町豊福 2832	
	熊本県職業能力開発協会	熊本市水前寺 6-5-19	
	財団法人熊本勤労総合福祉センター	熊本市石原町 382	」
「	財団法人熊本県雇用環境整備協会	熊本市水前寺 1-4-1	に、
	希望の里ホンダ株式会社	宇城市松橋町豊福 2832	
	財団法人熊本勤労総合福祉センター	熊本市石原町 2-2-28	」
「	財団法人熊本県農地管理公社	熊本市水前寺 6-5-19	を
	財団法人熊本県農業後継者育成基金	熊本市水前寺 6-18-1	
	社団法人熊本県繭生産開発事業団	熊本市南千反畑町 3-1	
	社団法人熊本県野菜価格安定資金協会	熊本市南千反畑町 2-3	」
「	財団法人熊本県農業公社	合志市栄 3802-4	に、
	財団法人熊本県農業後継者育成基金	熊本市水前寺 6-18-1	
	社団法人熊本県野菜価格安定資金協会	熊本市南千反畑町 3-1	」
「	社団法人熊本県畜産開発公社	熊本市桜木 6-3-54	を
	株式会社熊本畜産流通センター	菊池郡七城町大字林原 9	
	社団法人熊本県家畜畜産物衛生指導協会	熊本市桜木 6-3-54	
	社団法人熊本県林業公社	熊本市水前寺 6-18-1	」
「	社団法人熊本県畜産協会	熊本市桜木 6-3-54	に、
	社団法人熊本県林業公社	熊本市水前寺 6-18-1	」
「	熊本県漁業信用基金協会	熊本市尾ノ上 1-18-9	を
	財団法人熊本県栽培漁業協会	牛深市牛深町字西の俣 345 の 2	」
「	熊本県漁業信用基金協会	熊本市新港 1-4-15	に、
	財団法人熊本県栽培漁業協会	上天草市大矢野町中字汐垂 2435-2	」
「	財団法人熊本県下水道公社	熊本市鶴羽田町 12-1	を
	財団法人熊本県建築住宅センター	熊本市神水 1-3-1	」
「	財団法人熊本県建築住宅センター	熊本市神水 1-3-1	に

改める。

公 告

熊本県公告第 533 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 7 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字津久礼字中屋敷 655 番 3
222.63 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡菊陽町大字津久礼 655 番地〔大野 昭生 方〕
藤本 和敏

熊本県公告第 534 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 7 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字田原字後迫 431 番 1 の一部及び又 431 番の一部
251.25 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上益城郡益城町大字広崎 1080 番地 3
伊藤 善郎
上益城郡益城町大字広崎 1080 番地 3
伊藤 玲子